



上石津町多良小学校から予定地を望む。尾根には中部電力の80mの鉄塔が見える。風車はこれ以上の高さで16基が予定されている

自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？



「もの言う」自由を守る会 ニュース

第2号 2016年8月1日

〒503-0906 岐阜県大垣市室町2-25
弁護士法人ぎふコラポ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
HP: <http://monoiujiyu-ogakijimdo.com/>
☎0584(81)5105 fax0584(74)8613

南伊吹風力発電建設、全面的見直し？ シーテック社から上石津町内関係自治会へ

2015年11月に行った現地視察では、工事が行われればあちこちで土砂くずれの危険があるのでは？ 機材搬入のための道路拡張、1基の風車の土台に100m四方の平面が必要だが、どれほどの山が切り崩されるのか？ など様々な心配があることがわかりました。



今年7月、シーテック社から上石津町内関係自治会に「全面的な見直しをする」との連絡がありました。土砂くずれの危険や景観、鳥獣被害、低周波による健康被害など、住民の不安の声を真摯に受け止めて欲しいと思います。

4・16発足集会記念講演の「講演録」が完成

「もの言う」自由を守る会の発足集会での中谷雄二弁護士の記念講演が冊子になりました。

中谷弁護士は「自衛隊情報保全隊市民監視事件」の仙台高裁判決を解説、大垣での事件では「安心、治安の維持」を名目に誰でもどこでも監視する社会はおかしい。歯止めなくこのまま市民監視が進めばどうい社会が待っているのか、想像することが大事。表現の自由、基本的人権が定められている憲法が変えられてしまう前に憲法という武器を使って闘おうと呼びかけました。

この講演録には、事件の詳しい資料ものっています。

「進む監視網と市民監視」

1冊200円。ぜひお求めください。(お申込みは上記事務局へ)



■ 提訴へむけて

現在「国賠訴訟」の提訴にむけて訴状をつくっています。

警察という大きな相手に立ち向かう今回の裁判。アドバイザーとして憲法学者の愛敬浩二先生(名古屋大学)、本秀紀先生(名古屋大学)も訴状検討ミニ合宿に参加して頂き、問題を深めています。私たちは「市民運動を反社会的行為、犯罪者のように監視」するような社会を断固許してはならないと強い決意でいます。

『「もの言う」自由を守る会』では、今回の事件の報告の場を求めています。行事などでの訴え、学習会など、話を聞いてみたい方、団体の方は事務局までご連絡ください。当事者、弁護士など関係者がお話しいたします。

◇会員募集。ぜひ入会ください

●会費・カンパ送金先●
ゆうちょ銀行
番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会
年会費 個人 1口 1,000円
 団体 1口 3,000円

Q1 「大垣警察市民監視」事件とは？

風力発電建設をめぐる、大垣警察が勉強会を開くなどした地元住民と、脱原発活動や平和運動をしていた市民らの氏名、学歴、職歴、病歴など個人情報と建設事業者である中部電力子会社シーテック社に情報提供していたことが明るみにでた事件。2014年7月24日朝日新聞による一面トップのスクープでした。

後の証拠保全手続きで「議事録」の全容が明らかになり、大垣警察が大企業である中部電力と協力して、情報交換し、事前に市民運動つぶしを図ったことがわかりました。

議事録	部長	課長	風力部長	地域部長	課長
実施年月日・時	H25.8.7 13:30~14:30				
実施場所	大垣警察署別館3階				
会議名	大垣市上石津町風力発電反対派による勉強会の実施について				
出席者	(幹事先) 岐阜県警大垣市警察署 S 警部、M 課長 (2名) (当社) K 部長、T (記)				

議事録では、地元住民だけでなく、住民運動に関わりのある「弁護士法人ぎふコラボ」の動向を監視し、同事務所が毎年行なっている憲法集会のチラシやその内容、ホームページも資料として添付されており、事務所を中心にした脱原発運動や憲法を守る運動を危険視、活動の中心となっていた事務所の事務局長(当時)ら、運動に関わる人物をピックアップして監視していたことが判明しました。



Q2 「南伊吹風力発電」建設事業とは？

2005年頃、岐阜県大垣市上石津町と不破郡関ヶ原町に連なる山の尾根に、中部電力(事業者は中電子会社シーテック社)によって巨大な風力発電施設が計画され、調査が始まったのです。

当初計画では、高さが130m(名古屋テレビ塔が180m)、羽の長さが約50m(回ると直径100m)の風車が、上石津側に5基、関ヶ原側に11基、合計16基、建設が予定されていました。

住民は、自然にめぐまれた故郷の環境はどうなるのか?よく問題になっている低周波による健康被害は?など不安をもち、勉強会を開きました。



岐阜県大垣市上石津町内側から見た風車建設予想図

それだけで警察は犯罪者のように監視し、しかも事業者であるシーテック社に情報を流すとは・・・

Q3 なぜ国賠訴訟をするの？

2014年7月の事件発覚後、弁護士法人ぎふコラボを中心に、警察への抗議、個人情報開示請求、非開示の結果を受けて岐阜県公安委員会への異議申立を行ないましたが、いずれも認められませんでした。

また岐阜県地方検察庁に、大垣警察の行為は地方公務員の守秘義務違反であると告発もしましたが、同年12月14日不起訴裁定となりました。

さらに2015年5月と6月の2回にわたり、日本共産党の山下よしき議員が、この事件について参議院内閣委員会で質問したのに対し、当時の警察庁警備局長は「大垣警察署員の行為は通常行なっている警察業務の一環」と回答しました。時の国家権力のトップが、国民の「表現の自由」や「プライバシー」など個人の人権は、国家権力の前には制限されて当然であると居直ったのです。これは「もの言う」市民への挑戦です。

● 国家賠償請求訴訟で憲法違反を問う

脱原発運動が広範な市民運動へ発展するなか、環境運動が反社会運動であるかのように敵視し、監視する。また「安心・安全」「テロ対策」などを理由として市民監視網が歯止めなく堂々と進められようとすることに、私たちはもっと危機感を持たねばならないのではないでしょうか?

「多少はしかたないのでは?」という「悪なれ」が、何のルールもなく進められる監視社会をつくってはいないのか?その先にはいったいどのような社会が待っているのかを想像してみてください。

改憲への動きの中、本当に憲法が変えられる前に、憲法という武器を使って「違憲」裁判を闘うことが重要であり、その闘いを通じて憲法をも守ることにつながる、このことに国家賠償請求裁判の意味があると考えます。